

一般社団法人 香川県建築士会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人香川県建築士会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を香川県高松市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、建築士に対する建築技術に関する研修並びに会員の指導及び連絡に関する事務を行うことによって建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善を図り、もって建築文化の進展に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建築技術者に対する建築技術に関する研修
- (2) 建築技術者の指導及び連絡に関する事務
- (3) 建築技術者の業務の進歩改善に関する調査研究
- (4) 建築技術者の品位保持、向上に関する施策
- (5) 建築士制度の改善に関する調査研究
- (6) 官公庁等からの業務委託に関する業務
- (7) 災害の訓練及び被災建築物の調査に関する協力
- (8) 建築技術者と住民が連携して行う地域貢献活動
- (9) 建築士の業務に関する指導、斡旋、講演、講習会、研究会、見学会などの開催、その他広報活動
- (10) 前各号に関する印刷物の刊行及びその頒布
- (11) 知事から指定を受けて行う二級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務並びに二級建築士名簿及び木造建築士名簿を一般の閲覧に供する業務
- (12) その他本会の目的達成に必要な業務

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 香川県内の区域内に住所を有する者（県外に転出した者を含む。）であって、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の資格を持つ者
- (2) 準会員 香川県内の区域内に住所を有する者（県外に転出した者を含む。）であって、前号の資格を持たないが将来建築士になろうとする者

- (3) 名誉会員 正会員のうちから理事会で推薦された者
 - (4) 賛助会員 個人又は団体であって、本会の目的を賛助するもの
- 2 準会員であって、正会員の資格を取得した者は正会員に編入する。
 - 3 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(経費の負担)

第6条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総会（第14条に規定する「総会」をいう。以下同じ。）において別に定める会費を支払う義務を負う。

- 2 名誉会員は、会費の納入を要しない。

(会員の資格の取得)

第7条 本会の正会員又は準会員になろうとする者は、所定の入会申込書に入会金を添えて提出し理事会の承認を得なければならない。

なお、準会員になろうとする者は、正会員1人の紹介を必要とする。

(会員の権利)

第8条 会員の権利は、次のとおりであって、そのものに専属しこれを他に委譲することができない。

- (1) 正会員は、それぞれ1個の議決権及び選挙権をもつ
- (2) すべての会員は、会誌の配付を受け、本会が主催する事業に参加することができる。

(任意退会)

第9条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(権利の停止)

第10条 会員で会費の未納が1年以上に及ぶものは、第8条に定めた会員の権利を停止する。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。なお、この場合、その会員に対し、総会の開催1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の法令に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を棄損し、又はその目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

- 2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第12条 第9条及び第11条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第6条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第14条 総会は、すべての正会員をもつて構成する。

- 2 前項の総会をもつて法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 入会金、会費及び賛助会費の額
- (4) 常勤の理事及び正会員以外の監事の報酬の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併及び事業の全部又は一部の譲渡
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第16条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 通常総会は、毎年1回毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会

長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第18条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第20条 総会の決議は、総正会員の議決権の4分の1以上を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第21条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

- 2 前項の代理権等の授与は、総会ごとにしなければならない。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第5章 役 員

(役員の設定)

第23条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 45人以上55人以内
 - (2) 監事 2人以内
- 2 理事のうち、会長1人、副会長3人以内、専務理事1人とする。
 - 3 前項の会長をもって法人法の代表理事とする。
 - 4 代表理事以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、正会員の中から総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、正会員以外の者を本会の理事又は監事とする必要がある場合には、理事2名以内又は監事1名を総会の決議によって選任することができる。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 会長は、本会を代表し、会務を総理し、理事会の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会務を掌理し、事務局を総括する。
- 4 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
- 5 会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。

(名誉会長、顧問及び相談役の設置)

第27条 本会に名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 名誉会長は、本会の会長の職にあった者で、本会のために貢献した者を理

事に諮って会長が委嘱する。

- 3 顧問及び相談役は、理事会に諮って会長が委嘱する。

(名誉会長、顧問及び相談役の職務)

第28条 名誉会長、顧問及び相談役は、重要な事項について会長の諮問に応えるものとする。

(役員任期)

第29条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第31条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び正会員以外の監事に対しては、総会において別に定める報酬の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第32条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長・副会長・専務理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議 長)

第35条 理事会の議長は会長とする。

(決 議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く役員の過半数が出席し、その過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には出席した代表理事及び、監事が記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(経費の支弁)

第38条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号及び第6号の書類については、その内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第44条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 清算人は、総会において選出する。
- 3 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 本会の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第10章 委員会

(設置等)

第46条 本会の事業を推進するために、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 3 委員は、理事会の議を経て会長が委嘱する。

第11章 事務局

(設置等)

第47条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任命する。
- 4 事務局職員は会長が任命する。

(支部の設置)

第48条 本会は、次の5地区に、支部を置く。

- 高 松 {高松市(国分寺町、牟礼町及び庵治町を除く。)及び香川郡}
中 讃 {丸亀市、坂出市、善通寺市、綾歌郡、仲多度郡及び高松市国分寺町}
西 讃 {観音寺市及び三豊市}
東 讃 {さぬき市、東かがわ市、木田郡及び高松市牟礼町・庵治町}
小豆島 {小豆郡}

第12章 補 則

(委 任)

第49条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は水本敏徳とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

一般社団法人認可 平成24年3月23日
設立 平成24年4月1日
改正 平成24年5月17日
改正 平成25年5月23日
改正 平成28年5月19日